

原子力損害賠償支援機構法の概要

平成23年8月

内閣官房

1. 法律の趣旨

東京電力福島原子力発電所事故による大規模な原子力損害を受け、政府として、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、

- ① 被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置
- ② 東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に係る事業者等への悪影響の回避
- ③ 電力の安定供給

の3つを確保するため、「国民負担の極小化」を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための万全の措置を講ずる。

2. 法律の概要

原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織（機構）を中心とした仕組みを構築する。

(1) 原子力損害賠償支援機構の設置、原子力事業者からの負担金の収納

原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応する支援組織として、

原子力損害賠償支援機構を設け、損害賠償に備えるため積立てを行う。

機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。

機構に、第三者委員会的な組織として「運営委員会」を設置し、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する議決を行う。

(2) 機構による通常の資金援助

原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。

機構は、資金援助に必要な資金を調達するため、政府保証債の発行、金融機関からの借入れをすることができる。

(3) 機構による特別資金援助

①特別事業計画の認定

機構が原子力事業者に資金援助を行う際、政府の特別な支援が必要な場合、原子力事業者と共に「特別事業計画」を作成し、主務大臣の認定を求める。

特別事業計画には、原子力損害賠償額の見通し、賠償の迅速かつ適切な実施のための方策、資金援助の内容及び額、経営の合理化の方策、賠償履行に要する資金を確保するための関係者（ステークホルダー）の協力の要請、経営責任の明確化のための方策等について記載する。

機構は、計画作成にあたり原子力事業者の資産の厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認する。

主務大臣は、関係行政機関の長への協議を経て、特別事業計画を認定する。

②特別事業計画に基づく事業者への援助

主務大臣の認定を受け、機構は、特別事業計画に基づく資金援助（特別援助）を実施するため、政府は機構に国債を交付し、機構は国債の償還を求め（現金化）、原子力事業者に対し必要な資金を交付する。

政府は、国債が交付されてもなお損害賠償に充てるための資金が不足するおそれがあると認めるときに限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金の交付を行うことができる。

機構は、政府保証債の発行等により資金を調達し、事業者を支援する。

（４）機構による国庫納付

機構から援助を受けた原子力事業者は、特別負担金を支払う。

機構は、負担金等をもって国債の償還額に達するまで国庫納付を行う。

ただし、政府は、負担金によって電気の安定供給等に支障を来し、または利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、国民生活・国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合、機構に対して必要な資金の交付を行うことができる。

（５）損害賠償の円滑化業務

機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、①被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うとともに、②原子力事業者が保有する資産の買取り及び③賠償支払の代行（原子力事業者からの委託を受けて賠償の支払、国または都道府県知事の委託を受けて仮払金*の支払）を行うことができる。

※平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に基づく国による仮払金

(6) 会計処理

機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数管理を行う。

3. 施行期日等

公布の日から施行する。なお、政府は、

- ①できるだけ早期に、事故原因の検証、賠償実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力賠償制度における国の責任の在り方、事故が発生した場合における収束対応に係る国の関与・責任の在り方等について検討を加えるとともに、その結果に基づき賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずる。
- ②早期に、事故原因の検証、賠償実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、東京電力と政府・他の電力会社との間の負担の在り方、東京電力の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。
- ③電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずる。